

教育施策の重点目標 2

「体験教育」をはじめ兵庫の特色ある教育を推進します

(1) 兵庫型「体験教育」の推進

①

児童生徒の発達段階に応じた体験活動の推進（再掲）

【今後の方針と目標】

子どもたちに、豊かな人間性や社会性をはぐくむためには、それを知識として身に付けるだけでなく、他者、社会、自然との直接的なかかわりの中で、子どもたち自身が気付き、発見し、体得することが重要である。

本県では、県民の参画と協働のもと、昭和63年から先進的に取り組んできた小学校5年生の「自然学校」に加え、阪神・淡路大震災からの教育の創造的復興の過程で、子どもたちに、思いやりや助け合いの心、困難にくじけず力強く生きる力をはぐくむ教育を推進するため、中学2年生の「トライやる・ウィーク」、高校1年生の「高校生地域貢献事業（トライやる・ワーク）」、小学校3年生の「環境体験事業」などに取り組み、児童生徒の発達段階に応じた体験活動を体系的に展開してきた。

こうしたこれまでの体験活動の成果や、「自然学校」「トライやる・ウィーク」の評価検証の結果を踏まえ、今後とも兵庫型「体験教育」を推進する。

特に、以下の事項を、取組に関するこことをはじめとした具体的な目標とする。

- ◎ 環境体験事業……全公立小学校3年生を対象（平成21年度～）（再掲）
- ◎ 自然学校……全公立小学校5年生を対象（再掲）
- ◎ 地域に学ぶ「トライやる・ウィーク」の実施……全公立中学校2年生を対象（再掲）
- ◎ 高校生就業体験事業－インターンシップ推進プランの実施
……全県立高等学校等の2年生中心から1年生にも拡大（再掲）
- ◎ 高校生地域貢献事業－トライやる・ワーカーの実施
……全県立高等学校等の1年生中心から2年生にも拡大（再掲）
- ◎ 「ひょうご匠の技」探求事業……全県立工業高等学校に拡大（再掲）
- ◎ 「ひょうごの達人」招聘事業
……職業に関する学科を設置する全県立高等学校に拡大（再掲）
- ◎ YU・らいふ・サポート事業……県立特別支援学校23校を対象（再掲）
- ◎ 障害児の自然体験活動推進事業
……小・中学部を設置する公立特別支援学校41校を対象（再掲）

[施策の取組]

- 子どもたちの発達段階に応じた体系的な体験活動を展開する。

[小学校]

- ・環境体験事業、自然学校：自然学校評価検証委員会の提言を踏まえ、環境体験事業と自然学校との系統的、継続的な学びの充実を図り、学校や地域の実情、創意工夫を生かした弾力的な実施に取り組む。

[中学校]

- ・地域に学ぶ「トライやる・ウィーク」、地域に活かす「トライやる」アクション：「トライやる・ウィーク」評価検証委員会の提言を踏まえ、生徒一人一人の社会的自立に向けた取組を充実させるとともに、「『トライやる』アクション」の活性化を図り、人間関係づくりを基礎に、地域や社会の活動に積極的に参画する主体的な生徒の育成を図る。
- ・私立中学校社会体験活動推進事業費補助：他人を思いやる心を育てるとともに、自律性を高め、「生きる力」をはぐくむことをめざす。

[高等学校]

- ・高校生地域貢献事業—トライやる・ワーク—：各学校が取り組んできた特色ある活動を、地域住民等との連携を進めることで、より地域に密着した取組として定着させる。
- ・高校生就業体験事業—インターンシップ推進プラン—：県経営者協会、能力開発協会等の関係団体と連携しながら、事業所でのインターンシップの実施をめざす。
- ・高校生ふれあい育児体験事業、私立幼稚園高校生保育体験推進事業：高校生が、乳幼児とのふれ合いを通して乳幼児についての理解を深めるとともに、子育ての喜びや悩みを感じることにより、自分自身の生き方を考える契機とする。
- ・福祉教育：地域人材を活用し、地域の特色を活かした生徒の福祉活動の機会を設けるとともに、複数の教科や分野を関連させた多様な実践を推進する。
- ・「ひょうご匠の技」探求事業：高度熟練技能者等を招聘し、ものづくりの技術・技能に興味関心の高い生徒を育成するとともに、その能力を伸ばし、実践的な工業技術者を育成する。
- ・「ひょうごの達人」招聘事業：各高等学校の学科に応じた専門家を招聘し、生徒の高度な資格取得やスキルアップを支援していく。

[特別支援学校]

- ・YU・らいふ・サポート事業：家庭及び地域社会等との連携や幼児児童生徒の障害に応じた対応により、一人一人の社会性を養うとともに、自立して社会参加する基盤となる「生きる力」を育成する。
- ・自然体験活動推進事業：自然体験活動を通して、集団の中での使命感や達成感、協力し助け合って生活する力を身に付けさせ、集団生活における基本的な生活習慣の向上を図る。

2 「体験教育」をはじめ兵庫の特色ある教育を推進します

[これまでの主な取組]

- ◇環境体験事業（再掲 p. 17）
- ◇自然学校（再掲 p. 17）
- ◇環境教育の充実（再掲 p. 17）
- ◇地域に学ぶ「トライやる・ウィーク」（再掲 p. 13）
- ◇地域に活かす「トライやる」アクション（再掲 p. 17）
- ◇青少年芸術体験事業～わくわくオーケストラ教室～（再掲 p. 19）
- ◇南但馬自然学校の運営（再掲 p. 17）
- ◇福祉教育の推進（再掲 p. 17）
- ◇高校生就業体験事業—インターンシップ推進プラン（再掲 p. 13）
- ◇高校生地域貢献事業—トライやる・ワーク（再掲 p. 17）
- ◇高校生・ふれあい育児体験（再掲 p. 17）
- ◇「ひょうご匠の技」探求事業（再掲 p. 13）
- ◇「ひょうごの達人」招聘事業（再掲 p. 13）
- ◇ひょうごユースセミナー（再掲 p. 17）
- ◇YU・らいふ・サポート事業（再掲 p. 17）
- ◇障害児の自然体験活動推進事業（再掲 p. 17）
- ◇私立中学校社会体験活動推進事業費補助（再掲 p. 17）
- ◇子ども農山漁村交流プロジェクトの推進（再掲 p. 17）

②

生涯を通じた環境学習・教育の推進

[今後の方向と目標]

地球規模の環境問題が深刻化する中、持続可能な社会を構築するため、県民一人一人が環境保全に主体的に取り組むことが喫緊の課題となっている。

このため、幼児期からシニア世代までのそれぞれのライフステージに応じ、体験や発見を通して環境や生命を大切に思う心や価値観をはぐくむとともに、環境の保全・再生に向けた行動を促す環境学習・教育を推進し、学習から実践、実践から学習へと自律的に発展するサイクルを構築していく。

また、小学校における環境体験学習をはじめとして、田畠や里山等のフィールドを活用した継続的な取組を展開するなど、県民の参画と協働のもと、子どもたちが地域の豊かな自然や風土の中で、体験を通して環境について学ぶ取組の一層の推進を図る。

特に、以下の事項を、取組に関することをはじめとした具体的な目標とする。

- 自然学校……全公立小学校5年生を対象（再掲）
- 環境体験事業……全公立小学校3年生を対象（平成21年度～）（再掲）
- ひょうごっこグリーンガーデン（幼児期の体験型環境学習）
……全幼稚園・認可保育所を対象（再掲）

[施策の取組]

- 幼児期から児童期への連続性をもった環境学習・教育の展開方法を研究し、子どもの発達段階を踏まえた環境体験活動を充実する。
- 環境にやさしい学校生活を実現するために省エネルギーをはじめとする環境負荷の低減に積極的に取り組むとともに、省エネルギーや自然エネルギーに関する環境学習・教育を充実する。
- 生命の大切さや命の営み、自然への畏敬の念など「生きる力」を養うため、環境体験事業や自然学校の充実を図るとともに、環境副読本を活用し、発達段階や系統性を踏まえながら、公立小中高等学校の全校種で、地域のフィールドを活用した環境教育を推進する。また、私立小学校の環境体験活動に対する補助を行う。
- 環境学習・教育への地域人材のさらなる参画と協働により、環境のための地域システムの確立を図る。

2 「体験教育」をはじめ兵庫の特色ある教育を推進します

[これまでの主な取組]

◇ひょうごグリーンスクール（学齢期の環境学習・教育）

- ①環境体験事業：（再掲 p.17）
- ②自然学校推進事業：（再掲 p.17）
- ③ひょうご環境教育実践推進事業：各教科や総合的な学習の時間等、学校の教育活動全体を通して環境教育を推進するとともに、環境学習・教育を実践する。また、指導者養成に取り組むとともに、特色ある優れた実践を行っている学校をグリーンスクールとして表彰する。
- ④環境教育読本の活用：小学校用（低学年用・高学年用）、中学校用及び高等学校用に環境学習を体系的に学習することができる副読本及び指導の手引きを作成し、副読本の活用に関する公開授業の実施、研究協議及び教材の活用方法等について協議を行う。
- ⑤ひょうごの環境学習・教育実践発表会：（再掲 p.2）
- ⑥社会基盤学習事業：河川、道路等の社会基盤施設を題材に、子どもたちが災害の恐ろしさや社会基盤の必要性等を学ぶ機会を作り、減災や美しい県土づくりに結びつける。
- ⑦企業と連携した環境教育支援体制づくり：行政が企業の環境学習施設・学習システムと学校教育のマッチングや企業と連携した環境教育教材開発などをコーディネートし、企業と連携した環境教育を支援する。

◇私立小学校環境体験活動事業費補助（再掲 p.31）

◇ひょうごっこグリーンガーデン（幼児期の環境学習）（再掲 p.2）

◇ひょうごグリーンサポートクラブ推進事業

- ①コーディネーター養成・交流事業：地域団体、環境学習施設関係者等を対象に、環境学習のプロデュース、コーディネート能力の養成を図る。
- ②ひょうごグリーンサポートクラブ運営協議会の設置・運営：県民局ごとに、地域団体、教育関係者等で構成する運営協議会を設置し、地域環境学習コーディネーターを配置するとともに、地域での環境学習事業を支えるひょうごグリーンサポートーの募集・登録・活動支援を行い、新たな人材、フィールドの発掘・育成等を行う。

◇環境学習・教育及び環境保全活動推進のための支援・基盤の強化

- ①ひょうごエコプラザ：環境学習を実施しようとする団体、県民等に対し、環境学習・教育コーディネーターにより、環境学習関連の人材派遣、カリキュラム等のコーディネートを実施するとともに、各種環境学習に関する情報の提供・発信・支援を行う。
- ②エコツーリズムバス運行支援事業：環境関連施設等で環境学習を実施する団体等のバス借上げ経費を補助する。
- ③ひょうご環境体験館の運営：環境について「感じ」「学び」「知る」ことのできるひょうご環境体験館において、体験型の環境学習プログラム等を実施し、県民等の地球環境・地域環境の危機に関する理解を深め、日常生活での実践活動を促進する。
- ④県立いえしま自然体験センターの運営：県立いえしま自然体験センター（旧「母と子の島」）において、体験・実践型の様々な自然体験活動・環境学習プログラムを実施する。
- ⑤社会教育施設における環境学習機会の提供：県立人と自然の博物館や県立コウノトリの郷公園において自然環境に関するセミナー、展示など、環境学習機会を提供する。
- ⑥県立学校における「環境率先行動計画」の取組：温室効果ガスの削減やごみの削減等の環境負荷の削減に数値目標を掲げ計画的に取り組むとともに、太陽光発電設備の整備や省エネ化改修を進めながら環境学習等に活用する。

◇幼稚園教諭・保育士環境学習リーダー研修

地域に根ざした環境学習を推進するため、地域の核となる人材を育成するため、幼稚園教諭・保育士を対象に、自然体験を通して、ひょうごの環境学習の進め方等を学ぶ。

(2) 震災の教訓を生かし語り継ぐ兵庫の防災教育の推進

①

兵庫の防災教育の推進と発信

[今後の方針と目標]

阪神・淡路大震災から14年が経過し、震災体験の風化が懸念される中、「震災・学校支援チーム（EARTH）」を中心に教職員が震災の貴重な教訓を子どもたちに確実に語り継いでいかなければならない。こうした取組を通して、地震や風水害などの自然災害から自らの生命を守るのに必要な能力や態度を身に付けさせるとともに、助け合いやボランティア精神など「共生」の心をはぐくみ、人間としての在り方生き方を考えさせる「兵庫の防災教育」の一層の充実を図ることが求められている。

また、教育復興担当教員や心のケア担当教員の活動の成果を生かし、様々な要因で心に傷を受けた子どもたちの理解や、心のケアの充実を図る必要がある。

さらに、人と防災未来センター等の関連施設を活用した学習や、地域と学校が連携した防災訓練等を実施することにより、一人一人が安全で安心なまちづくりに参画する機運を醸成する。

特に、以下の事項を、取組に関することをはじめとした具体的な目標とする。

- ◎ より実戦的な防災訓練の実施……全公立小中高等学校を対象
- ◎ 地域と学校が連携した小学校区単位の防災訓練等の実施
- ◎ 災害対応マニュアルの作成（平成21年度）……全公立学校を対象
- ◎ 防災教育推進連絡会議の開催……全市町

[施策の取組]

- すべての公立学校において防災教育が行われるよう、防災教育担当教員を対象とした研修を実施するとともに、防災教育の経験が浅い教員にも対応できる資料・プログラムの作成を検討する。
- すべての公立学校において災害対応マニュアルを活用した防災訓練を実施し、校内防災体制を構築する。
- 避難所に指定されている学校等において地域が実施する防災訓練等に児童生徒が参加するなど、学校と地域が連携した取組を推進する。
- 教育復興担当教員及び阪神・淡路大震災に係る心のケア担当教員の取組の成果を踏まえ、カウンセリングマインドの向上のための研修を実施し、災害時等における子どもの心のケアに係る教員の資質能力を高める。
- 「震災・学校支援チーム（EARTH）」の人材を養成し、学校と地域が連携した防災訓練の実施など、防災教育及び学校防災体制を充実するとともに、取組の成果を県内外に発信する。

2 「体験教育」をはじめ兵庫の特色ある教育を推進します

[これまでの主な取組]

◇防災教育専門推進員の配置

学校における防災教育の推進及び防災体制の一層の充実を図るため、各教育事務所に防災教育専門推進員を配置する。

◇防災教育推進連絡会議

防災担当部局・教育委員会・学校関係者の三者が連携を図り、学校防災体制の整備・充実や兵庫の防災教育の推進等について、目標設定や進行管理を行う。

◇防災教育研修会

教育事務所ごとに、公立小・中・高・特別支援学校の防災教育担当教員を対象に、学校における防災体制の整備、防災教育の充実、心のケアなどについて研修を行う。

◇防災教育推進指導員養成講座

教職員を対象に防災教育や学校の防災体制、心のケアに関する知識・技能を備えた防災教育推進指導員を養成する講座を開設する。

◇阪神・淡路大震災に係る心のケア担当教員研修会

震災により心に傷を受けた児童生徒の心の理解とケアなど、兵庫の防災教育の充実の方策等に関する研修会を行う。

◇震災・学校支援チーム（EARTH）の運営

災害等の発生に際し、被災地の学校の復興支援活動にあたる、教職員による組織「震災・学校支援チーム（EARTH）」の運営並びに、構成員のスキルアップのための訓練・研修を行う。

◇県立舞子高等学校環境防災科

阪神・淡路大震災の教訓を生かし、自然環境や社会環境とのかかわりを視点に据えて、人間としての在り方生きを考えさせる防災教育を推進することを目的とした特色学科として、全国に先駆けて設置した。

(3) 人権尊重の理念に基づく「共生」の心の育成

①

自己実現と共生をめざす人権教育の充実

[今後の方向と目標]

社会の変化に伴い、インターネットによる人権侵害等の新しい課題が生じるなど、人権問題も複雑・多様化しており、これらの課題への適切な対応が求められている。

このため、「人権教育基本方針¹¹」に基づき、様々な体験的な活動や交流等を通して、人権の普遍性と正当性についての認識や人権共存の考え方への理解を深め、自己実現と「共に生きる社会」の構築に向けて、主体的に取り組もうとする意欲や態度を育成する。

人権教育の推進にあたっては、同和問題が人権問題の重要な柱であると捉えつつ、女性、子ども、高齢者、障害のある人、外国人をはじめとした人権にかかわる今日的な課題の解決に向けて、推進体制を確立し、計画的・総合的に取り組む。

[施策の取組]

- 発達段階に応じて、命のつながりやそのかけがえのなさに気づかせ、生命尊重の精神を培うとともに、自分自身や他者に対する肯定的な態度を育成する。
- 学校や市町組合教育委員会等の人権教育担当者を対象に、インターネットによる人権侵害等、複雑・多様化する人権課題を取り上げた研修会を行い、指導力の向上を図る。
- 各教科等の特質を踏まえつつ、学校の教育活動全体を通じて人権教育を推進するため、校内推進体制の確立や全体計画及び年間指導計画の策定等、組織的・計画的な取組を推進する。
- 人権の概念や歴史、人権擁護に関する基本的な知識等についての理解を深めるとともに、様々な人権にかかわる課題を主体的に解決しようとする意欲態度、技能（スキル）を育成する。
- 定期的な点検・評価を行い、人権教育の取組を主体的に見直すとともに、その取組に関する情報を保護者や地域の人々に対しても積極的に提供する。
- 教育の主体性、中立性を堅持しつつ、家庭や地域、校種間の連携を深めながら、系統的・継続的な人権教育を推進する。
- 家庭、学校、地域、職場等のあらゆる場において、幼児から高齢者に至るまで、それぞれのライフステージに応じた多様な学習活動を推進する。
- 地域における体験的な活動や交流の促進等により地域の力を高め、住民の主体的な教育及び啓発活動を通して、差別や偏見のない人権が尊重されるまちづくりを推進する。
- 「女性チャレンジひろば」の市町における開設促進と機能拡充を図り、チャレンジしたい女性等への支援を充実するとともに、男女共同参画社会づくりを全県に広めていくため、地域団体・NPO、企業、市町等との協働を推進する。
- 私立学校における人権に関する研修などの取組を支援することにより、すべての人の基本的人権を尊重する人権教育を推進する。

¹¹ 人権教育基本方針……「人権という普遍的文化」を築くことを目標に、すべての人の基本的人権を尊重し、人権にかかわる課題を総合的に解決するための教育の基本的な方向を示すため、兵庫県教育委員会が平成10年3月に策定した方針。

2 「体験教育」をはじめ兵庫の特色ある教育を推進します

- 小・中学生を中心に応募のあった、障害や障害のある人にかかる「体験作文」と「障害者週間ポスター」の活用を図り、障害や障害のある人への理解を深める取組を推進する。

[これまでの主な取組]

◇人権教育研究指定校事業

人権意識を培うための学校教育の在り方について、幅広い観点から実践研究を行い、人権教育に関する指導方法等の改善及び充実を図る。

◇私立学校における人権教育の推進

兵庫県私立学校人権教育協議会の運営に要する経費を補助する。

◇人権感覚をはぐくむ指導方法研究事業

研究推進校を指定し、児童生徒の人権感覚をはぐくむための効果的な指導方法等の在り方について実践研究を行う。

◇人権教育推進員の配置

人権にかかる課題の解決に向け、人権教育・啓発を行うため、教育事務所に人権教育推進員を配置する。

◇人権教育資料等の活用

人権教育の充実・深化を図るため、各種研修会を通して、人権教育資料等の効果的な活用と普及に努める。

◇地域に学ぶ人権学習支援事業

地域における人権課題の解決に向け、一人一人の人権が尊重される環境づくりに取り組み、自分が住んでいる地域に「愛着」と「誇り」を持ち、心と心が豊かにつながる地域づくりを推進する。

◇男女共同参画社会づくりの推進

男女共同参画社会の実現を図るため、「男女共同参画社会づくり条例」及び「ひょうご男女共同参画プラン21後期実施計画」に基づき、女性のチャレンジ支援や企業との協定締結、地域・企業・労働組合における男女共同参画推進員の設置など、官民が連携・協働した総合的な施策を推進する。

◇心の輪を広げる障害者理解促進事業

障害のある人への県民の理解を促進するため、「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間のポスター」を広く募集する。

②

多文化共生社会の実現をめざす教育の充実

[今後の方向と目標]

国際化の進展に伴い、本県においてもアジア、南米諸国を中心として外国人県民の人数が増加しており、すべての県民が互いの人権を尊重し、ともに生きる心をはぐくむことが求められている。

このため、「外国人児童生徒にかかる教育指針¹²」に基づき、すべての児童生徒が互いに尊重し合い、多様な文化的背景を持つ人々と豊かに共生する心を培う子ども多文化共生教育を計画的・総合的に推進する。

また、NGO¹³／NPO¹⁴等関係機関・団体との連携を図り、様々な国や地域の異なる文化や生活習慣、価値観を互いに理解し、尊重しながら、地域ぐるみで多文化共生社会の創造をめざす。

特に、以下の事項を、取組に関することをはじめとした具体的な目標とする。

- ◎ 子ども多文化共生サポーターの派遣……日本語指導が必要な外国人児童生徒が在籍するすべての公立学校を対象

[施策の取組]

- 子ども多文化共生サポーターの派遣や子ども多文化共生ボランティアの登録・紹介、教育相談、各種研修会の実施など、子ども多文化共生センター機能の充実を図る。
- すべての児童生徒が多様な文化的背景を持つ人々と共生する心を培うため、多文化共生にかかる多様な交流事業や体験活動を実施する。
- 日本語指導が必要な外国人児童生徒に対する学習言語の習得を促進するため、JSLカリキュラム¹⁵等を活用した日本語指導の実践・研究を進める。
- 母国の文化や言語にふれるなどの体験を通して、外国人児童生徒の自尊感情を高め、アイデンティティの確立を支援する。
- NGO／NPO等関係機関・団体や大学及び企業等との連携を深めながら、地域ぐるみで多文化共生社会の創造に努める。
- 外国人児童生徒等に対する教育の機会均等などの観点から、国際親善を推進し、相互理解を深めるため、外国人学校の経常的経費等に対する補助を行う。

¹² 外国人児童生徒にかかる教育指針……外国人児童生徒の自尊感情を高め自己実現を支援するとともに、すべての児童生徒が互いを尊重しあい、多様な文化的背景をもつ外国人児童生徒と豊かに共生する真の国際化に向け、「人権教育基本方針」に基づき、外国人児童生徒にかかる課題の解決に取り組む教育の基本的方向を示すため、兵庫県教育委員会が平成12年8月に策定した指針。

¹³ NGO……Non Government Organization の略。非政府組織。主に政府間の協定によらずに創設された民間の国際協力機構。

¹⁴ NPO……Non Profit Organization の略。市民の自発的意志により、営利を目的としない社会的活動を行う市民活動団体。

¹⁵ JSLカリキュラム……Japanese as a Second Language の略。日本語を母語としないため、日常的な会話はある程度できるが、学習活動への参加が難しい子どもたちに対し、学習活動に日本語で参加するための力の育成を目指す学習支援。

2 「体験教育」をはじめ兵庫の特色ある教育を推進します

[これまでの主な取組]

◇中等教育学校の設置

一般に中学校・高等学校に当たる6年間を通じて、異なる言語環境や文化的背景のもとに育った生徒が、能力や適性に応じて弾力的に学ぶ中高一貫校として、県立芦屋国際中等教育学校を設置した。

◇子ども多文化共生教育支援事業

- ・子ども多文化共生センターの派遣：日本語指導が必要な外国人児童生徒に対し、教員等と児童生徒のコミュニケーションの円滑化を促すとともに、生活適応や学習支援、心の安定を図るなど、学校生活への早期適応を促進するため、当該児童生徒の母語を話すことができる子ども多文化共生センターを派遣する。
- ・新渡日の外国人児童生徒にかかる母語教育支援事業：母語を思考基盤とする新渡日の外国人児童生徒に対し、学習言語の習得を支援するため、当該児童生徒が多数在籍している小・中学校をセンター校に指定し、母語の指導ができる者を派遣する。
- ・子ども多文化共生センターの運営：子ども多文化共生教育を推進するため、多文化共生にかかる人材や情報の一元化し、研修や交流等の機能を有するセンターを運営する。

◇帰国・外国人児童生徒受入促進事業

帰国・外国人児童生徒の受入体制の包括的な整備と地域における支援体制モデルの構築を行い、帰国・外国人児童生徒の個々の生活背景・学習歴を踏まえた指導方法や指導体制の在り方に関する調査研究等を行う。

◇JSLカリキュラム実践支援事業

JSLカリキュラムを活用した指導実践を行うとともに、教員の指導力向上を目的としたワークショップを開催する。

◇外国人学校振興費補助事業

外国人学校に在籍する児童・生徒等の修学上の経済的負担の軽減及び学校教育の運営支援を行うため、経常的経費等に対する補助を行う。

(4) いじめ・不登校対応など、子どもたちの「心」を支えるシステムの充実

①

「心の専門家」の配置による子どもたちへの支援

[今後の方向と目標]

学校におけるいじめ、暴力行為等の問題行動や不登校等が依然として憂慮すべき状況にあることから、子どもの悩み等を積極的に受け止め、そのような状況に立ち至った子どもたちや家庭を支える体制を充実することが求められている。

このため、「心の専門家」であるスクールカウンセラーを配置し、子どもや保護者との相談にあたるとともに、教職員に対する相談支援にあたる。また、家庭、学校、地域が連携した取り組みをするための専門家であるスクールソーシャルワーカーを配置し、各学校における生徒指導上の諸問題への対応を支援する。

特に、以下の事項を、取組に関するこことをはじめとした具体的な目標とする。

- スクールカウンセラー……全公立中学校への配置、小学校への配置の拡充
- キャンパスカウンセラー……全県立高等学校及び県立中等教育学校に配置し、キャンパスカウンセラー等を活用した教職員研修会を実施
- 小中学校児童生徒の不登校……指導の結果再登校できるようになった割合を全国平均以上
- 児童生徒のいじめ……認知したいじめを解消させた割合を全国平均以上

[施策の取組]

- 公立小・中学校に配置したスクールカウンセラー、全県立高等学校及び県立中等教育学校に配置したキャンパスカウンセラーを活用し、児童生徒の実態に応じたきめ細かな対応を図る。
- 公立高等学校の生徒指導についての実践研究会・連絡協議会を開催し、研究協議や成果等の検証を行うとともに、成果を他の高等学校等へ周知し、生徒指導の充実、強化を図る。
- 不登校等課題を抱える青少年の社会的自立を支援するためのプログラム等の充実を図る。
- 教育事務所に拠点配置したスクールソーシャルワーカーを活用し、家庭と学校をつなぐきめ細かな対応を図る。

2 「体験教育」をはじめ兵庫の特色ある教育を推進します

[これまでの主な取組]

◇ こころの相談支援事業（スクールカウンセラーの配置等）

スクールカウンセラーを全公立中学校、小学校60校に配置する。また、全県で3名のスクールカウンセラーをスーパーバイザーに指定し、スクールカウンセラーへの指導・助言を行うほか、重大事件発生時の児童生徒の心のケアにあたる。

◇ 高校生心のサポートシステム

問題行動を起こした生徒に対する具体的な対応方策を実践するとともに、新しい生徒指導の実践を通した研究を実施する。

また高等学校に臨床心理士等の専門家をキャンパスカウンセラーとして派遣し、生徒の問題行動の多様化・深刻化に対応する。

◇ 県立神出学園の運営

中学校卒業から20歳未満の男女を対象に、ゆとりと潤いのある共同生活の中で、自己に対する理解を深め、自らの進路を見いだすことができるよう支援し、こころ豊かな青少年を育成する。

◇ 県立山の学校の運営

中学校卒業から20歳までの男子を対象に、共同生活や自然を中心とした様々な体験活動を通して、社会的自立を支える基礎的な知識・技能を習得させ、たくましく生きる力を培い、こころ豊かな青少年を育成する。

②

相談窓口の設置などによる支援体制の整備

[今後の方向と目標]

いじめや不登校等で悩んでいる子どもや保護者等の相談に対応するため、専門家による相談窓口を開設するとともに、問題行動の未然防止及び早期対応、早期解決を図るために、学校の取組を多面的に支援する体制を整備する。

また、県立但馬やまびこの郷を不登校対策に関する中核施設として、学校や関係機関等と連携しながら、不登校児童生徒の学校生活への適応支援や保護者への教育相談の充実を図る。

特に、以下の事項を、取組に関することをはじめとした具体的な目標とする。

- ◎ 学校支援チーム……全教育事務所に配置
- ◎ 教育事務所「教育相談窓口」……全教育事務所に開設
- ◎ ひょうごっ子悩み相談（いじめ相談24時間ホットライン）による電話相談の実施
- ◎ 小中学校児童生徒の不登校……指導の結果再登校できるようになった割合を全国平均以上

（再掲）

- ◎ 児童生徒のいじめ……認知したいじめを解消させた割合を全国平均以上（再掲）

[施策の取組]

- 面談や電話による悩み相談、いじめ相談、ネット上のいじめの相談など、児童生徒や保護者等の相談に対応する総合的な相談体制を推進する。
- 県立精神保健福祉センターにおいて、いじめや不登校、ひきこもり等に関する精神保健福祉相談（個別面接・電話相談）や本人及び家族、教員等の相談に対応する。
- 保護者等から学校への多様化・深刻化する要望や理不尽な要求に対応するため、教育事務所に相談窓口を開設する。
- 児童生徒の問題行動等の未然防止及び早期対応・解決のため、学校支援チームを学校に派遣し、多面的な支援を行う。
- 多様化・深刻化する青少年の心の問題や青少年の今日的課題に対応するため、「ひょうごユースケアネット」のネットワークを活かした関係機関の連携強化を図っていく。
- 兵庫県こころのケアセンターをトラウマ¹⁶・PTSD¹⁷に係る拠点施設として、専門的な研究・研修・相談・診療活動等を実施するとともに、児童生徒や保護者からのPTSD等に係る相談や、教員等を対象とした子どもたちのこころのケア等についての研修を実施していく。

¹⁶ トラウマ……恐怖・ショック・異常経験などを原因とする重い心の傷、精神的な外傷。

¹⁷ PTSD……Post Traumatic Stress Disorder の略。心的外傷後ストレス障害。心理的外傷を受けた直後ないし数ヶ月後から悪夢、恐怖症、行動異常などの症状が見られる。

2 「体験教育」をはじめ兵庫の特色ある教育を推進します

[これまでの主な取組]

◇学校支援チームの配置

いじめを中心とした児童生徒の問題行動等の未然防止及び早期対応、早期解決を図るため、学校への多面的な支援を行う学校・警察OBや精神科医等の専門家チームを全教育事務所に配置する。

◇子どもと親の相談員等の配置

不登校や問題行動などの未然防止、早期発見・早期対応のため、子どもと親の相談員を公立小学校34校に配置する。また、不登校や暴力行為等の未然防止や予兆の早期発見・緊急時の対応、学校運営の課題への対応等、生徒指導体制の充実を図るために生徒指導推進協力員を公立小学校6校に配置する。

◇いじめ問題に取り組む地域連携モデル事業

いじめ問題に取り組む地域連携モデル校を12校指定し、いじめ問題の解決に向けた、いじめを許さない集団づくり、地域社会との協働によるいじめ防止の取組など実践的に研究を行い、成果の普及を図る。

◇教育事務所「教育相談窓口」の開設

保護者等の教育問題についての相談や学校からの相談について、学校関係OB等が対応し、適切な指導・助言を行う教育相談窓口を各教育事務所に開設する。

◇ひょうごっ子悩み相談事業（ひょうごっ子いじめ相談24時間ホットライン）

県立教育研修所において、県民を対象とした電話相談、面接相談を実施するとともに分室を各教育事務所に設置する。

◇こころの相談支援事業（再掲 p. 46）

◇県立但馬やまびこの郷

但馬の豊かな自然の中で、自然、人及び地域とふれあう体験と集団活動を通して、自主及び自律の精神を養うとともに豊かな人間関係について理解を深め、学校生活に適応することができるよう支援することにより、こころ豊かな青少年の育成を図る。

◇県立やまびこの郷サテライト事業

県立やまびこの郷を中核施設として不登校支援連携ネットワークを整備し、不登校状態が長期化する前の早期の段階での効果的な支援の在り方について研究する。

◇地域やまびこ教室

不登校児童生徒と保護者を対象に、1泊2日で体験活動等を年間7回実施し、不登校児童生徒及びその保護者を支援する。

◇「ひょうごユースケアネット」事業

保健・医療、福祉、教育等の分野の関係21機関で構成する「ひょうごユースケアネット」において不登校やひきこもり等青少年の心に起因する問題への研究活動、各相談機関等の連携活動を推進する。

◇県立精神保健福祉センターの運営

いじめや不登校、ひきこもり等に関する精神保健福祉相談（個別面接・電話相談）を実施する。また、グループでの交流として各種集団指導（ひきこもり当事者グループ、ひきこもり家族教室）を実施する。

◇兵庫県こころのケアセンターの運営

トラウマ・PTSDに係る専門的な相談診療を予約制で実施するとともに、教員等を対象とした研修や精神疾患等の予防に関する調査研究に取り組む。

教育施策の重点目標 3

子どもたちの学びを支えるため、学校・家庭・地域が一体となって取り組みます

(1) 地域社会の連帯意識の再生と地域の教育力の向上

①

地域による学校支援の推進

【今後の方向と目標】

学校が様々な教育課題に適切に対応し、充実した教育活動を展開するうえで、学校と地域の連携体制を構築し、地域による学校支援の取組を推進することが求められている。このため、保護者や地域住民、社会教育団体等の教育関係者、企業等が、子どもたちの成長にかかわる当事者としての自覚と責任を共有するとの認識のもと、学校運営や教育活動に積極的に協力し、参画することが期待される。

本県では、PTCA活動や「いきいき学校応援団」、「トライやる・ウィーク」校区推進委員会などにより、家庭や地域が学校を応援する体制が整備されてきたが、今後とも、県民の参画と協働の機運を基盤として、学校と家庭・地域との連携を円滑に進めるコーディネーターの機能の充実を図るなど、三者の協力体制を確立し、地域全体で学校を支え、子どもたちを健やかにはぐくむ取組を充実していく。こうした取組を通して、地域のきずなが深まり、地域社会の連帯意識が再生・創出されることが期待される。

特に、以下の事項を、取組に関することをはじめとした具体的な目標とする。

- 全市町に設置した学校支援地域本部の登録ボランティアを拡充
- 環境体験事業の実施……全公立小学校の3年生を対象（平成21年度～）（再掲）
- 地域に学ぶ「トライやる・ウィーク」の実施……全公立中学校の2年生を対象（再掲）
- 学校評議員の設置……全公立学校を対象

【施策の取組】

- 「コミュニティ・スクール」の指定校の運営を支援する。
- 全公立学校において、環境体験事業を実施するため、田畠・里山等のフィールドや地域人材を確保する全県的な支援体制を確立する。
- 「トライやる・ウィーク」評価検証委員会の提言を踏まえ、「トライやる」アクションの活性化を図るなど、生徒一人一人の社会的自立に向けた取組の一層の充実を図るとともに、校区推進委員会を中心とした教育支援体制を支援する。
- 安全・安心な地域づくりの推進や、学校・家庭を巡る様々な課題の解決に取り組むPTCA活動支援事業を活性化し、地域住民の学校教育への参画意識を高め、学校を支援する体制づくりを推進する。

3 子どもたちの学びを支えるため、学校・家庭・地域が一体となって取り組みます

- 兵庫県学校支援地域本部において、広域的な人材バンクの活用、コーディネーターの資質向上等を支援し、全県で学校区単位の企画・計画に基づく創意工夫を生かした多彩な活動の展開を図る。

[これまでの主な取組]

◇ネットディでつなぐ学校と地域連携推進事業

地域住民と学校が協力して校内LAN整備を行うネットディを支援し、学校における校内LAN整備を促進するとともに、開かれた学校づくりを推進する。

◇コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）推進事業

保護者や地域住民が一定の権限と責任をもって学校運営に参画することを可能とし、地域に開かれ、地域に支えられる学校づくりを実現するための合議制の機関である学校運営協議会の設置を推進する。

◇地域に学ぶ「トライやる・ウィーク」（再掲 p. 13）

◇地域に活かす「トライやる」アクション（再掲 p. 17）

◇環境体験事業（再掲 p. 17）

◇いきいき学校応援事業

全公立小・中・特別支援学校を対象として、各学校の創意工夫を生かした特色ある教育活動を支援するため、地域住民等で構成する「いきいき学校応援団」を設置するとともに、特定の分野における専門性の高い郷土出身者を招聘し、総合的な学習の時間等の充実を図る。

◇学校評議員制度の推進

校長が保護者や地域住民の意見を幅広く聞き、地域や社会に開かれた学校づくりを推進することで、学校が家庭や地域と連携して特色ある教育活動を展開する。

◇PTCA活動支援事業

PTAを中心、地域住民（C：コミュニティ）の参画と協働により、家庭の教育力の向上を図るとともに、地域が支える地域の学校づくりの充実や地域による子どもたちの安全・安心を守る活動を県内全域で展開する。

◇兵庫県学校支援地域本部事業

教員が子どもと向き合う時間を確保するとともに、「地域の教育力」を活性化するため、いきいき学校応援団などのネットワークを活用し、地域全体で学校教育を支援する体制を全市町に整備する。

②

すべての県民が子どもたちの教育にかかわる取組

[今後の方向と目標]

学校週5日制が定着し、子どもたちの健全育成に地域の果たす役割が大きくなる中、子どもたちが放課後や週末に様々な活動が行えるよう、地域住民の参画を得て、学習活動や様々な体験・交流活動等の場を提供することが求められている。こうした取組に地域住民が参加することにより、地域の教育力が向上することが期待される。

また、本県では、青少年の健全育成を図るために、(財)兵庫県青少年本部を中心となって、行政と青少年団体・グループ、事業者等の民間団体と協働して、青少年育成に係る県民運動を開催しており、広範な取組が期待される。

特に近年、インターネットや携帯電話等各種メディア上の有害情報が深刻な問題となっていることを踏まえ、子どもたちが有害情報等に巻き込まれないよう、保護者に対する啓発活動をはじめ、学校・家庭・地域が連携した情報モラル教育を推進する。

特に、以下の事項を、取組に関することをはじめとした具体的な目標とする。

- ◎ 地域教育推進委員の委嘱……全教育事務所を対象
- ◎ 「子ども教室」「児童クラブ」を開設……必要とされるすべての小学校区を対象
- ◎ ひょうごグリーンサポートクラブの運営……全県民局を対象

[施策の取組]

- より多くの地域住民の参画により、社会全体の教育力の向上を図るために、地域教育推進委員が主体となってそれぞれの地域の特性に応じた活動を展開し、県民の参画と協働による地域教育を一層推進する。
- 放課後等の子どもの居場所づくりを進めるため、指導者等を対象とした研修会の開催や、先進事例の広報などの充実を図る。
- 青少年を社会全体で支え守っていく気運を高めるために、(財)兵庫県青少年本部や青少年団体、NPO等との連携を強化する。
- 神出学園や山の学校が蓄積したノウハウ等の活用により、課題を抱える青少年への専門的な支援を行うほか、いえしま自然体験センターの運営等を通して、青少年の「生きる力」をはぐくむ先導的・専門的な体験学習等を推進する。
- インターネット等の利用対策をはじめ、青少年愛護条例の遵守の徹底や見直しに努め、青少年を取り巻く今日的課題に的確に対応していく。
- 農林漁業体験を効果的に進められる人材を養成するとともに、地域で農林漁業体験などを実践する団体を支援する。
- 環境学習・教育への地域人材のさらなる参画と協働により、環境のための地域システムの確立を図る。

3 子どもたちの学びを支えるため、学校・家庭・地域が一体となって取り組みます

[これまでの主な取組]

◇地域教育推進事業

様々な地域教育に携わる県民の中から委嘱した「地域教育推進委員」が中心となり、地域教育推進会議において、地域の教育課題を研究、協議するとともに、実践活動を行い、家庭・地域と連携した地域教育活動を促進する。

◇ひょうご放課後プラン事業（子ども教室型・児童クラブ型）

地域における子育て家庭への支援のため、就労等により昼間保護者のいない家庭の児童に安全で健やかな居場所を提供する放課後児童クラブの設立・運営に係る経費の一部を補助するとともに、放課後等における子どもたちの安全で健やかな居場所を確保するため、様々な活動機会を提供する「子ども教室」を開設し、「子ども教室」と「児童クラブ」との連携を図り、総合的な放課後対策を実施する。

◇子どもの冒険ひろば

子どもが自由な発想でのびのびと遊びながら、たくましく生きる力をはぐくむため、運営費助成や情報発信、交流促進、人材養成などを推進し、円滑な運営を支援する。

◇若者ゆうゆう広場

若者が人間関係を紡ぎ、社会性をはぐくむことができる居場所づくりを推進するため、運営費助成や情報発信、交流促進などを推進し、円滑な運営を支援する。

◇ひょうごっ子・いきいき体験塾

青少年団体等のノウハウを活用した体験学習事業を推進し、青少年自身が規律や協調性をはぐくむことができるよう支援する。

◇県立いえしま自然体験センターの運営（再掲 p.38）

◇ひょうご子ども・若者応援団

青少年の健全育成のための知識・技能、ノウハウ等の資源を提供できる企業、団体等を広く募集し、応援団に登録された資源と青少年育成に取り組む団体・グループ等とのマッチング等を図る。

◇人生まなび塾

山の学校のノウハウ等を活用し、次世代を担う若者たちに、生きていくこと、働くことのすばらしさ、魅力を伝え、多様な職業や匠の技に触れる機会、コミュニケーションの場を、企業等と協働して提供する。

◇「ひょうごユースケアネット」事業（再掲 p.48）

◇青少年を守り育てる県民スクラム運動

青少年を守り育てる推進体制を整備し、関係機関で対応策などを協議するスクラム会議を開催するとともに、社会全体のモラルや地域の教育力の向上を図るために、大人が変われば子どもも変わる運動の展開など、青少年を取り巻く良好な環境づくりを推進する。

◇青少年のインターネット等の利用対策

インターネット上に氾濫する有害情報から青少年を保護するため、親子を対象としたインターネット学習会の開催等県民、学校、事業者等との協働による普及啓発を図る。

◇青少年捕導活動等推進事業

青少年の非行防止等に取り組む青少年捕導センター及び青少年捕導委員連合会の活動に対し、指導者の資質向上を図る研修の開催等の支援を行う。

◇児童館の運営補助

民間の児童館・児童センターの活動の充実を図り、地域の児童の健全育成の推進に資するため、社会福祉法人等が経営する民間児童館等の運営経費の一部を補助する。

◇児童厚生施設整備費補助事業

児童に健全な遊びの場を提供し、健康を増進し、情緒を豊かにすることを目的とする児童館、放課後児童クラブ室の整備費の一部を補助する。

◇「学びの農」実践活動促進事業

農林水産業の大切さ等を伝えるため、農林漁業体験の指導に取り組む「学びの農」インストラクターを養成するとともに、地域で農林漁業体験などを実践する団体に対し実践活動の実施を事業委託する。

◇ひょうごグリーンサポートクラブ推進事業（再掲 p.38）

(2) 教育の原点である家庭の教育力の向上

①

家庭を応援する仕組みづくりの推進

[今後の方針と目標]

家庭において家族のふれあいの時間を確保し、基本的なしつけを行うとともに、睡眠時間の確保や食生活の改善といった生活習慣を確立することは、「生きる力」の育成の基盤である。子どもたちは、家庭教育を通して思いやりや信頼といった人間関係の基礎を形成し、善悪の判断を身に付けていく。

こうした家庭の教育力を高めるため、それぞれの家庭が置かれている状況やニーズを踏まえ、かつ、家庭教育の自主性を尊重しつつ、親が親として成長するための学びの機会や情報の提供、相談窓口の開設や専門的人材の養成などの家庭教育に関する総合的な取組を関係機関が連携して行うとともに、地域が家庭を支える体制づくりを支援する。

[施策の取組]

- 子どもを育てる中で、家庭教育に自信と責任を持てるよう、親学習を行う指導者の研修等を通して家庭教育を支援する。
- 家庭と地域の再構築に向け、家庭力と地域力を高めるため、「ひょうご親学び応援事業」の成果を活かし、地域で子育てを支援する「地域の親」としての力を高め、ネットワークを広げる。

[これまでの主な取組]

◇両親教育インストラクター等研修

市町における子育て支援の人材に対して、必要な知識・技能を習得するための講座を開催する。

◇家庭教育支援チーム

小学校区を活動範囲として編成した「家庭教育支援チーム」を核として子育てサポートリーダーの養成、子育て・親育ち講座等を実施する。

◇ひょうご家庭応援県民運動の推進支援

家族のきずなを深め、地域で家庭を支えるため、地域団体・NPOや企業等、625団体からなる「ひょうご家庭応援ネットワーク会議」が推進している「ひょうご家庭応援県民運動」の取組を支援する。

◇ひょうご親学び応援事業～家庭力を高め、地域三世代同居をめざす～

家庭力を高めるとともに、地域全体で多世代が交じり合い、共に支え合う「地域三世代同居」の実現をめざし、親自らが親として成長するための学びを応援する。

◇ひょうご家庭応援プログラムの推進

県が取り組む家庭応援施策を体系的に整理した「ひょうご家庭応援プログラム」に掲載する各部局の施策が、より一層家庭に配慮した施策となるよう、評価検証を行いながら、施策の充実とプログラムの着実な推進を図る。

◇地域・家庭の伝統行事普及推進事業

家庭や地域の伝統行事に、親子や家族が一緒に参加し、体験できる機会を通じて、家族のきずなや家族と地域の関係性を深める。

◇家庭力強化地域啓発事業

県民一人一人が家族のきずなを強め、地域が家庭を応援する取組の契機とするため、地域が応援する家庭力強化について普及、啓発を行う。

②

家庭の子育て力の向上支援

[今後の方針と目標]

少子化や核家族化が進展し、子育てに不安を抱いている親や児童虐待等が社会的な問題になる中、親が自信を持ち、安心して子育てができる環境づくりが求められている。

このため、地域ぐるみの子育て支援団体や機関相互の連携を強化し、地域の人たちが気軽に子育ての応援や相談がし合える環境の整備とともに、幼稚園、保育所及び認定こども園などの専門機関が有する人的・物的資源を活用した、施設の開放、保護者同士の交流、情報の提供、子育てに係る相談・助言などの子育て支援を推進する。また、児童虐待等の未然防止のため、地域や学校、関係諸機関が連携した活動を推進する。

特に、以下の事項を、取組に関することをはじめとした具体的な目標とする。

◎ まちの子育てひろばの充実

[施策の取組]

- 企業・団体・NPOなどと連携しながら、「ひょうご子育て応援の店」の拡大や企業等との子育て応援協定の拡大など、社会システムの再構築による子育て支援の強化を図る。
- 地域における子育て支援の拠点や、子育て応援のためのネットワーク活動の充実など、地域ぐるみの子育て支援を推進していく。
- 幼稚園や保育所などを活用した家庭における子育て力の再生や、保育サービスの充実に係る事業等を実施する。
- 子育て支援事業を実施する私立幼稚園の拡充を図る。
- 在宅の0～2歳児をもつ親に対して、しつけを学んだり集団活動を体験したりする機会を提供し、家庭での子育て力の向上を推進する。

[これまでの主な取組]

◇ひょうご子育て応援の店の拡充

子育て世帯を社会全体で応援するため、事業者との協働により、店舗等が子育て世帯を対象に料金の割引、各種サービスを行う「ひょうご子育て応援の店」を拡充する。

◇子育て応援企業との協定を締結

企業や事業所等の子育て支援の取組を一層推進するため、子育て家庭に配慮した取組を行う企業等と県が協定を締結するとともに、協定締結企業の先進的な取組事例の情報を発信する。

◇NPOと行政の子育て支援会議

「NPOと行政の子育て支援会議」を核に、県民にNPOの活動情報を提供するとともに、NPO同士やNPOと行政の情報共有・協働事業を実施する。

◇まちの寺子屋プロジェクトの推進

子育て経験者や地域の子育て支援に携わる人々を対象に、県内14大学が協力して、発達障害や環境学習などの専門知識について学ぶ「まちの寺子屋師範塾」を開催する。修了者には希望に応じ、地域の子育て支援を実践する県内の団体・グループを紹介し、「まちの寺子屋」を開設する。

◇子育て応援元気アップ賞

地域での子育て支援など、少子対策に取り組んでいる地域団体、子育てサークル、NPO等の活動の先導的な取組や、地域性を活かしたユニークな活動を顕彰する。

◇まちの子育てひろば事業

子育て中の親子が気軽に集い、仲間づくりを通して子育ての悩みを相談し合い、互いに情報交換できる身近な拠点を県内各地に開設する。

◇地域子育て支援拠点事業

子育て等に関する相談や親子の交流の促進等を行う地域子育て支援拠点（センター型・ひろば型）を開設する市町を支援する。

◇「子育て応援ネット」の推進

地域の女性団体、青少年関係団体等がネットワークを組み、見守り、声かけ、子育て相談、子育てイベントなどの子育て家庭応援運動を展開し、その中で児童虐待、問題行動等のシグナルやSOSをキャッチし、関係機関につなぐ「子育て応援ネット」の活動を推進する。

◇県立こどもの館事業

県内の児童健全育成機関や団体の活動の中核拠点として、子どもやその育成にかかわる人々に対し、体験活動の実践普及や指導者の養成などの総合的かつ専門的な事業を実施する。

◇幼児教育センター運営事業

電話相談を通して、幼児期における子育てに関する指導助言を行うとともに、家庭教育のアドバイザーとして活躍できる人材や地域で幅広く活躍できる児童育成リーダーを養成する。

◇乳幼児子育て応援事業

育児不安の多い低年齢児を抱える家庭等に対して、親子のふれ合いによる育児不安の解消と親としての資質向上（親育ち）を図るために、民間保育所で親子学習等を実施する。

◇私立幼稚園における子育て支援のための事業

地域の幼稚教育センターとして、幼稚園児や就学前の在宅幼児の子育てを支援するため、幼稚教育相談等事業やわくわく幼稚園開設事業、親子学級開設事業、2歳児子育て応援事業等を実施する。

◇多子世帯保育料軽減事業

多子世帯の子育てに係る経済的負担感の軽減を図るために、幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する第3子以降の保育料を県が助成し、子育て家庭を支援する。

◇子育て相談事業

民間保育所の保育士が保護者に対する相談・指導を行うことにより、地域全体の子育て力の向上を図る。

教育施策の重点目標 4

子どもたちが安心して学べる環境づくり、信頼される学校づくりを進めます

(1) 学校の組織力の向上

①

教職員の協働体制の確立

[今後の方針と目標]

子どもの状況の変化や、保護者や社会からの要請が多様化・高度化する中で、学校の組織力を高めることが求められている。

このため、優秀な管理職の養成に努めるとともに、各学校において、管理職のリーダーシップのもと、主幹教諭等の職の活用を図りつつ、教職員全員が協働してさまざまな教育課題に組織的かつ機動的に対応する体制を確立する。

その一環として、県内すべての学校において学校評価を実施し、結果を公表する取組を通して、教育活動その他の学校運営の改善に取り組み、地域に開かれた信頼される学校づくりを推進するとともに、設置者は、評価結果の報告を踏まえて、適切な支援を行う。

教職員の勤務態様の特殊性等を踏まえつつ、教職員の職務の見直しや学校事務の軽減・効率化によって教職員の勤務時間を適正化し、教員が子どもたちと向き合う時間を確保するための実効性ある措置を講ずる。こうした観点から、教職員の適正配置とともに、スクールカウンセラー、特別支援教育支援員、部活動の外部指導者等の学校の専門的・支援的スタッフや退職教員、経験豊かな社会人等の外部人材の積極的な活用を図る。

特に、以下の事項を、取組に関することをはじめとした具体的な目標とする。

- ◎ 全公立学校の校長及び教頭の登用時平均年齢を、平成20年度の平均年齢に比し1歳以上引き下げる（平成25年度）
- ◎ 全公立学校の女性校長及び女性教頭の在職者数を、平成20年度の在職者数に比し1割増加させる（平成25年度）
- ◎ 学校自己評価及び学校関係者評価の実施と公表……全公立学校
- ◎ 主幹教諭の配置……すべての公立学校に配置する（平成25年度末）

[施策の取組]

- 学校評価システムを確立し、学校の特色や地域の実態を踏まえて評価項目の重点化を図るなど実施方法を工夫し、教育活動その他の学校運営についてすべての教職員の共通理解のもと組織的・継続的な改善を図る。
- 学校評価に保護者や地域住民の参画を得るため、アンケート等の実施にあたっての匿名性の担保や個人情報の保護について研修等を通して周知を図る。

- 協力校を指定し学校の第三者評価¹⁸の試行を実施し、第三者評価システムについて実践研究を行う。
- 学校運営・教育活動の中核的役割を担う主幹教諭を計画的に配置し、主幹教諭を対象とした研修の充実を図る。
- 学校事務の改善、研修・会議等の見直しを行うため、学校現場の現状を把握し、学校の事務改善を支援する。

[これまでの主な取組]

◇学校評価の推進

「学校評価ハンドブック」等を活用した学校自己評価及び学校関係者評価の全県的な普及・定着を図るとともに、学校の第三者評価の在り方について実践研究を行う。

◇主幹教諭の配置

教員集団の中でのリーダーとして円滑な学校運営の推進や教員等の資質及び能力の向上など学校運営・教育活動の中核的役割を担う職として主幹教諭を配置する。

◇学校管理職・教育行政職特別研修

新任管理職等に学校経営・教育行政の基礎を修得させるとともに、実習・演習や事例研究等を通して教育行政・学校経営の改善を実践する力量の育成と向上を図るため、特別研修を実施する。

◇県立学校管理職研修

学校を管理運営し、教育活動を営む上での諸問題について、管理職（校長、教頭）の職務遂行に必要な研究協議を行い、その識見を高め指導力の向上を図る。

◇県立学校校長・教頭候補者名簿登載者研修

管理職としての識見を高め学校経営能力の養成を図るため、人事管理上の諸問題などを中心とした研修を実施する。

◇県立高等学校部長等研修

教務、生徒指導、進路指導、職業学科部科長等の各分掌に関する諸問題について研修協議し、それぞれの職務に通じ、意識の向上を図るとともに、各学校における各分掌運営の円滑化と充実を図る。

◇主幹教諭研修

円滑な学校運営の推進や教員等の資質及び能力の向上に関する業務において、主幹教諭としての資質向上をめざした研修を実施する。

◇教職員の勤務時間の適正化の推進

教職員の勤務時間の適正化を推進するため、検討委員会を設置し、教職員勤務実態調査を踏まえ、実効性ある方策を検討し、教職員の勤務時間適正化プランを策定する。

◇こころの相談支援事業（スクールカウンセラーの配置等）（再掲 p. 46）

◇スクールアシスタント配置事業（再掲 p. 27）

◇パワーアップ＆サポート運動部活動支援事業（再掲 p. 21）

¹⁸ 学校の第三者評価……学校の教育活動その他の学校運営について、組織的・継続的な改善を図ることを目的として、学校と直接関係を有しない専門家等によって行う客観的評価。

4 子どもたちが安心して学べる環境づくり、信頼される学校づくりを進めます

(2) 教職員の資質能力の向上

①

教職員の資質と実践的指導力の向上

[今後の方針と目標]

子どもたちに質の高い教育を提供するとともに、様々な教育課題に適切に対応するため、教職員の資質と実践的な指導力の向上が求められている。

このため、優秀な人材を確保するとともに、教職員のライフステージに応じた研修体系を構築し、教職員一人一人の資質能力の向上を支援することが必要である。

優れた教職員を採用するため、一層公正性、透明性を高め、県民に信頼される開かれた試験を実施する。また人事異動においては、本人の希望を踏まえ、地域や規模など多様な学校で経験が積めるよう、広域人事を推進する。初任者研修や経験者研修など経験年数に応じた研修、学校の責任者である校長はじめ管理職等の資質向上のための研修、重要課題について指導的役割を担う教員等に対する研修を推進する。

また、優れた教職員の功績を評価する優秀教職員の表彰に関する取組を推進するとともに、指導力向上を要する教員に対するフォローアップに取り組む。

特に、以下の事項を、取組に関するこことをはじめとした具体的な目標とする。

◎ 広域人事の促進……市町間人事交流数 400人（平成25年度末）

　　県市間人事交流数 50人（平成25年度末）

◎ 全公立小中学校教職員を対象に毎年カウンセリングマインド実践研修を実施

[施策の取組]

- 多くの教職員が学習指導や生活面での指導等において活用できるよう、教職員研究活性化事業の各研究チームの研究内容等を県ホームページに公開する。
- 学校管理職・教育行政職に対する研修については、実習・演習や事例研究等を充実し、学校経営・教育行政の改善に向けた識見と能力の向上を図る。
- 県立学校、市町組合教育委員会と連携し、指導力向上を要する教員に対してよりきめ細かな指導、支援を行うとともに、教育研修所における長期研修の充実を図る。
- 教員免許更新の対象教員に制度の周知を図るとともに、講習内容の充実について大学等との協議を進める。
- 小学校及び中学校の学習指導要領の改訂内容等を踏まえた研修を計画・実施し、小・中学校の今日的課題に対応できる教員の育成を図る。
- 幼稚園教育要領の改訂内容等を踏まえた研修を計画・実施し、幼児教育の今日的課題に対応できる教員の育成を図る。
- 公教育の一翼を担う私立幼稚園の教職員の資質向上のため、教職員研修の内容の充実を図る。

[これまでの主な取組]

◇新規採用者に係る研修

公立学校及び公立幼稚園の教職員を対象に、教諭等については教育公務員特例法により、また養護教諭、学校事務職員、学校栄養職員についても、新規に採用された者に対して職務の遂行に必要な事項に関する研修を実施する。また私立幼稚園の新任教員に対しても、幼稚園教員としての必要な知識を修得させ、資質向上を図るために、研修会を開催する。

◇10年経験者に係る研修

公立学校及び公立幼稚園の教職員のうち、教諭等については教育公務員特例法により教職経験10年を経過した者を対象として、養護教諭・学校栄養職員については経験年数10年目の職員に対して、資質の向上を図るために必要な事項に関する研修を実施する。

◇5・15年経験者研修

経験5年目及び15年目の公立学校の教員及び学校栄養職員を対象に、資質の向上を図るために必要な事項に関する研修を実施する。

◇教員免許更新制¹⁹の推進

平成21年度から導入される教員免許更新制の円滑な導入に向け、体制を整備する。

◇学校管理職・教育行政職特別研修（再掲 p. 57）

◇県立学校管理職研修（再掲 p. 57）

◇主幹教諭研修（再掲 p. 57）

◇スクールリーダー養成研修

将来、学校や教育委員会で指導的な役割を担い得る人材を兵庫教育大学教職大学院に派遣する。

◇教職員研究活性化支援事業

教員の指導力や研究意欲の向上を図るために、多様な教育課題に係る先導的な研究を支援する。

◇長期研修休業制度

自らの資質を磨き、知識や視野を広げるため、自主的な計画のもと、大学等において、職務に関連がある調査・研究等を行う。

◇優秀教職員表彰

日々の学校教育活動において優れた取組を行っている教職員を表彰し、教職員の職務意欲や資質能力の向上と教育の活性化を図る。

◇県立高等学校運動部活動指導者表彰

運動部活動の強化と活性化を図るため運動部の振興発展に関し、功績が顕著な指導者を表彰する。

◇教職員人事評価・育成システムの試行

教職員の能力開発と教育活動の充実を目的とした新しい教職員人事評価・育成システムを試行する。

◇指導力向上を要する教員に係るフォローアップシステムの推進

学習指導や学級経営、生徒指導を適切に行うことができない、いわゆる指導力が不足する教員に対して教育公務員特例法に基づく指導改善研修を実施するとともに、適切なフォローアップシステムを推進する。

◇指導の重点

その年度に重点的に取り組むべき教育課題について、指導目標や実践上の指針等を掲載し、学校教育及び社会教育の指導者の日々の教育実践の確認や自己評価を促すことにより、創造的教育活動の推進に資する。

◇私立幼稚園永年勤続教職員感謝

私立幼稚園の教職員として永年に勤続し、兵庫県の幼児教育の振興に功績のあった者に対し、知事感謝を行う。

¹⁹ 教員免許更新制……平成19年6月の教育職員免許法の改正により、平成21年4月1日から導入された制度。10年ごとに教員免許の更新を行うことで、教員として必要な資質能力を保持し、定期的に最新の知識技能を身に付け、教員が自信と誇りを持って教壇に立ち、社会の尊敬と信頼を得ることを狙いとする。

②

教職員のメンタルヘルスの保持・増進

[今後の方針と目標]

学校をめぐる様々な教育課題への対応が求められる中、ストレスなどにより心身に変調を来す教職員がいる状況を踏まえ、教職員がその能力を発揮できるよう、メンタルヘルスの保持・増進のための対策が求められている。

このため、学校経営において教職員の心身の健康管理に配慮し、教職員の精神性疾患を未然に防止するとともに、こうした状況に立ち至った教職員に対しては職場復帰をサポートする体制を整備する。

特に、以下の事項を、取組に関することをはじめとした具体的な目標とする。

◎ 教職員のメンタルヘルス対策事業の充実

[施策の取組]

○ 教職員のメンタルヘルス対策を推進し、精神疾患の未然防止及び再発防止に向けた支援体制を強化する。

[これまでの主な取組]

◇職場復帰トレーニング事業

精神疾患により病気休暇又は休職中の教員の職場復帰にあたり、復帰後の再発を防止し、円滑に職場復帰ができるよう医療機関において精神科医等の専門家チームによるグループ指導を行う。

◇フレ出勤制度

精神疾患により長期間病気休暇又は休職中の教職員の復帰・復職に対する不安を解消し、職務への適切な対応が可能となるよう、正式に職場復帰する前に学校現場に出勤し、段階的に勤務に慣れさせて円滑な職場復帰を図る。

◇教職員の元気な心づくり対策事業

精神疾患により病気休暇又は休職中の職員に対して早期復帰と再発防止のための制度の充実を図るとともに、学校における教職員のストレス要因の調査分析を行い、ストレス要因の改善を図る。

(3) 開かれた学校づくりの推進

①

開かれた学校づくりの推進

【今後の方針と目標】

地域に開かれた信頼される学校を実現するため、学校が保護者や地域住民の意見や要望を的確に反映させ、家庭や地域社会と連携協力することが、近年一層求められている。

このため、学校関係者評価の実施など学校評価において保護者や地域住民等の意向を踏まえるとともに、評価結果の公表をはじめ、学校が教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供する。こうした取組を通して、保護者や地域住民の意向を把握し、学校経営に反映させたり、保護者や地域住民の参画を得た教育活動を展開するなど、「開かれた学校づくり」を一層推進する。

特に、以下の事項を、取組に関することをはじめとした具体的な目標とする。

- ◎ 学校評議員の設置……全公立学校を対象（再掲）
- ◎ オープンスクール……全公立学校を対象
- ◎ オープン・ハイスクール……全県立高等学校において年間に複数回実施
- ◎ 全公立小中学校教職員を対象に、毎年カウンセリングマインド実践研修を実施

【施策の取組】

- 学校評議員の意見を学校運営に積極的に取り入れ、有益な意見が得られる関係づくりを推進する。
- 各学校が説明責任を果たすため、ホームページを開設するなどにより、広く保護者等に対して教育活動その他の学校運営の状況について積極的な情報提供を行う。
- 「オープン・ハイスクール」に参加した生徒や保護者、地域住民等の要望や意見に配慮し、中学生の進路選択や、地域住民の学校理解に寄与する充実した内容とする。

【これまでの主な取組】

◇学校評議員制度の推進（再掲 p. 50）

◇オープンスクール

普段の学校の教育活動のありのままを保護者や地域住民に公開する「オープンスクール」を全公立学校で実施する。

◇オープン・ハイスクール

県立高等学校の教育活動を公開し、中学生やその保護者、中学校の教員及び地域住民等が高等学校の教育活動について理解を深め、中学校の進路指導に資する「オープン・ハイスクール」を全県立高等学校で実施する。

4 子どもたちが安心して学べる環境づくり、信頼される学校づくりを進めます

(4) 安全・安心で、質の高い学習環境の整備

①

学校安全と危機管理体制の確立

[今後の方針と目標]

子どもたちが安全な環境の中で、安心して学校生活が送れるよう、学校・家庭・地域が連携した子どもたちの安全を確保する取組が求められている。

このため、地震等の災害発生時における児童生徒の安全を確保するため、学校施設の耐震化を計画的に推進するとともに、学校や通学路等において子どもたちが安全に過ごせるよう、学校と地域のボランティアや関係機関との連携により地域ぐるみで子どもの安全を守る取組を推進する。

また、児童生徒の成績記録やプライバシーは個人情報であり、それらを扱う場合はその重要性を認識し、個人情報の適正管理を徹底する。

特に、以下の事項を、取組に関することをはじめとした具体的な目標とする。

- ◎ 県立学校施設の耐震化率95%達成（平成27年度まで）
- ◎ 大規模な地震による倒壊等の危険性の高い市町組合立小・中学校施設の優先的な耐震化完了の推進（平成23年度まで）

[施策の取組]

- 兵庫県耐震改修促進計画に基づき、耐震診断の結果、改修が必要と判断された県立学校について耐震改修工事を計画的に実施する。
- 大規模な地震による倒壊等の危険性が高い市町組合立小・中学校施設について、政府が要請する平成23年度末までのできるだけ早期に耐震化が図られるよう市町に要請するとともに、国の財政支援制度の活用について指導を行うほか、技術的な課題について建築構造分野の専門機関等の協力を得て相談・助言体制を強化する。
- 学校や通学路等における安全確保を図るため、学校安全ボランティア（スクールガード）等の協力を得て、地域全体で児童生徒の安全を見守る体制を整備する。
- 児童生徒が危険を予測し、常に的確な判断のもとに安全に行動できるよう、万一の事態が発生した場合の対処法など、発達段階に応じた安全教育を推進する。
- 危機管理に対応した教職員の安全に関する知識・技能の向上を図るために、安全についての知識や指導方法を修得する研修機会の確保・充実を図る。

[これまでの主な取組]

◇県立学校の耐震化の推進

耐震診断の結果、改修が必要と判断した学校施設について耐震改修工事を計画的に実施する。

◇市町立学校の耐震化の推進及び施設整備に係る指導・助言

市町に対し、耐震性能の低い施設を優先した耐震化の促進を要請するとともに、国庫交付金制度の活用及び技術的課題に対する指導・助言を行う。

◇地域ぐるみの学校安全体制推進事業

学校安全ボランティア（スクールガード）を活用した効果的な安全体制を整備し、地域との連携を重視した学校安全に関する各種の取組を行う。

◇緊急通報装置の設置・運用

不測の事態の発生に備え、公私立学校園、児童福祉施設及びこれに準じる施設内の異変をいち早く警察に知らせる緊急通報装置を設置し、運用する。

②

いじめ・問題行動などに的確に対応する校内体制の整備

[今後の方針と目標]

子どもたちが安心して学校生活が送れるよう、いじめや暴力行為等の問題行動の未然防止に努めるとともに、事案が発生した際に早期対応を図り適切に解決する体制を整備することは喫緊かつ重要な課題である。

このため、各学校において「心の教育」を推進するとともに、問題の早期発見・早期対応を可能とする校内の生徒指導体制を確立する。また、いじめ等による子どもたちの悩みに対応するため、スクールカウンセラーを配置し教育相談体制を充実するとともに、インターネットや携帯電話によるいじめや誹謗中傷等について家庭や地域と連携した取組を推進する。

特に、以下の事項を、取組に関するこことをはじめとした具体的な目標とする。

◎ 小中学校児童生徒の不登校……指導の結果再登校できるようになった割合を全国平均以上

(再掲)

◎ 児童生徒のいじめ……認知したいじめを解消させた割合を全国平均以上 (再掲)

[施策の取組]

- 学校における緊急かつ重大な問題に的確に対処できるよう市町教育委員会、学校と連携した支援を強化する。
- 高等学校における生徒指導上の諸問題への対応に関する研究開発校が集まる実践研究会・連絡協議会を開催し、研究協議や成果等の検証を行うとともに、その成果を他の高等学校等へ周知し、生徒指導の充実、強化を図る。
- 公立小・中学校に配置したスクールカウンセラー、全県立学校に配置したキャンパスカウンセラーを活用し、児童生徒の実態に応じたきめ細かな対応を図る。
- 心の教育総合センターを、心の教育に係る拠点施設として、心の教育の実践的研究を行い、各学校における「心の教育」を推進する。また、災害、事件、事故など万一の事態が発生した時、子どもの心のケアを推進する。
- 兵庫県こころのケアセンターをトラウマ、PTSDに係る拠点施設として、専門的な研究・研修・相談・診療活動等を実施するとともに、児童や保護者からのPTSD等に係る相談や、教員等を対象とした子どもたちのこころのケア等についての研修を実施していく。

[これまでの主な取組]

- ◇ こころの相談支援事業（再掲 p. 46）
- ◇ 学校支援チームの配置（再掲 p. 48）
- ◇ 子どもと親の相談員等の配置（再掲 p. 48）
- ◇ いじめ問題に取り組む地域連携モデル事業（再掲 p. 48）
- ◇ 教育事務所「教育相談窓口」の開設（再掲 p. 48）
- ◇ ひょうごっ子悩み相談事業（ひょうごっ子いじめ相談24時間ホットライン）（再掲 p. 48）
- ◇ 高校生心のサポートシステム（再掲 p. 46）
- ◇ 兵庫県こころのケアセンターの運営（再掲 p. 48）

③

学習環境の整備・充実

[今後の方針と目標]

子どもたちに「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」をはぐくむため、質の高い教育環境を整備することが求められている。

このため、教育用コンピュータ、校内LANなどのICT環境の整備や学校図書館の資料の充実、学習指導要領の改訂により新たに必要となる教材・教具の整備などを着実に推進する必要がある。

特に、以下の事項を、取組に関することをはじめとした具体的な目標とする。

- ◎ 司書教諭の配置……12学級以上の全公立学校で発令
- ◎ 学校図書館図書の整備……学校図書館図書標準を達成している学校数の割合を全国平均以上
- ◎ 平成22年度までに、以下のICT環境整備を実施……全公立学校を対象（再掲）
 - ・ 校内LAN整備率100%（平成22年度）
 - ・ 教育用コンピュータ 1台当たり児童生徒数3.6人
 - ・ 超高速インターネット接続率100%
- ◎ 教員用コンピュータ 1人1台……全県立学校を対象（再掲）

[施策の取組]

- 新学習指導要領の全面実施に向けた中学校における武道の必修化に対応するための施設整備に向けて、市町組合教育委員会を指導する。

[これまでの主な取組]

- ◇ネットディでつなぐ学校と地域連携推進事業（再掲 p. 50）
- ◇国庫補助制度の活用による市町立学校の学習環境整備に係る指導・助言
「安全・安心な学校づくり交付金」の大規模改造事業の中で、空調設備、エレベーター等バリアフリー対策の整備及び環境を考慮した学校施設（エコスクール）等の整備事業を推進する。

④

修学支援の充実

[今後の方針と目標]

教育の機会均等の観点から、経済的理由によって修学が困難な高校生等に対して、奨学金事業等を推進する。

[施策の取組]

- 経済的理由により修学が困難な高校生等の教育の機会均等を図るために、修学資金を必要とする生徒に対し奨学資金を貸与する。加えて、遠距離通学の生徒に対し、通学交通費を貸与する。
- 働きながら学ぶ定時制・通信制高等学校の生徒に対し、教育の機会均等等を保障し、修学を奨励するため、勤労生徒奨学資金の貸与や、教科書等の給与を行う。

[これまでの主な取組]

◇高等学校奨学資金貸与事業

勉学意欲がありながら経済的理由により修学が困難な高校生等に対して奨学資金を貸与することにより、修学を奨励するとともに有為な人材を育成する。

◇勤労生徒奨学資金貸与事業

働きながら高等学校の定時制又は通信制の課程に在学している者で、経済的な理由により修学が困難なものに対して奨学資金を貸与することにより、修学を奨励するとともに有為な人材を育成する。

◇定時制・通信制高等学校教科書等給与

勤労青少年の高等学校定時制課程又は通信制課程への修学を促進し、教育の機会均等等を保障するため、定時制及び通信制課程に在学する有職生徒に対して、当該年度において履修するための教科書、学習書の給与を行う。

4 子どもたちが安心して学べる環境づくり、信頼される学校づくりを進めます

(5) 教育委員会機能の充実

①

教育委員会会議の活性化及び教育委員の活動のさらなる充実

[今後の方針と目標]

公教育の質を高め、児童生徒や保護者、住民の公教育に対する信頼を確保する上で、地方教育行政を担う教育委員会の役割がますます重要となっている。

このため、教育委員会会議の一層の活性化を図るとともに、学校等教育施設の視察等を通して、教育現場の実情の把握に努めるなど、非常勤の職である教育委員が、それぞれの識見を發揮しながら、教育委員の活動のさらなる充実を図る。

特に、以下の事項を、取組に関することをはじめとした具体的な目標とする。

- ◎ 教育委員会会議の傍聴者数の増加……平成25年度 50人
- ◎ 意見交換会や意見聴取の機会の増加……平成25年度 10回
- ◎ 学校等教育施設、学校行事等の視察の増加……平成25年度 20回
- ◎ 教育施策の推進に係る会議や行事への参加の増加……平成25年度 10回

[施策の取組]

- 教育委員が各地域の教育の実態や課題について理解を深め、教育委員会会議の一層の活性化を図るために、県内各地における移動教育委員会の開催を積極的に推進する。
- 県民や教育関係者の県教育行政への理解を深めるため、教育委員会会議の傍聴機会の確保に努める。
- 施策の一層の充実を図るために、基本方針、重要な施策の立案段階から意見交換会（勉強会）を開催し、各委員と事務局との意見交換を行う機会を増やす。
- 学校等教育施設の視察を推進するとともに、教職員や児童生徒との対話や保護者、地域住民等との意見交換を行う場を設けることで、教育現場の実情把握に努める。
- 県の教育委員と市町の教育委員との連携協力を推進するために、市町の教育委員との意見交換を行う。
- 地域教育推進委員連絡協議会に加え、施策の推進について協議を行う会議や、児童生徒が参加する各種大会等に積極的に参加するなど、施策の進捗状況や効果等の把握に努める。

[これまでの主な取組]

◇移動教育委員会の開催

教育委員会会議を県内各地に出向いて開催することにより、各地域及び各教育機関等の実態について理解を深め、今後の教育行政に活かすとともに、広く県民が教育委員会を傍聴する機会を確保し、本県教育行政への理解を深める。

◇施策立案段階での意見交換及び議案等の事前説明

施策立案段階での意見交換会（勉強会）を開催し、教育委員の意見を施策に反映させる。また、議案等の事前説明を行い、教育委員会会議での協議の充実を図る。

◇学校等教育施設の視察

教育委員が教育現場の実情を把握し、見識を広めるために、学校等教育施設の視察や教職員等との対話の機会を確保する。

◇地域教育推進委員連絡協議会への参加

「地域教育推進会議」の代表者が意見・情報交換を行う「地域教育推進委員連絡協議会」への参加を通して、地域の実情と施策の進捗状況や効果等の把握に努める。

②

教育委員会の点検及び評価の実施

[今後の方針と目標]

平成19年6月に、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され（平成20年4月1日施行）、教育委員会の行政の執行状況について、点検及び評価を行うことが義務づけられた。

これを受け、事前に教育委員会が立てた基本方針に基づく教育行政の具体的な執行状況や目標達成の度合いについて、教育委員会自らが事後にチェックし、県民に対する説明責任を果たし、その活動の充実を図る。

[施策の取組]

- 各年度において、教育委員会の重要施策について総括的に点検及び評価を実施する。
- 教育について識見を有する外部有識者から構成される委員に意見を聴取し、評価の客観性の向上を図りながら、教育委員会の点検及び評価を行う。
- 点検及び評価の結果報告書は、議会に提出するとともに、県民に公表する。
- 点検及び評価の結果については、施策等の企画立案、予算編成その他の教育委員会における教育行政の遂行等に適切に活用することで、効果的な教育行政の推進に資する。

[これまでの主な取組]

◇「県政推進重点プログラム50²⁰」に含まれる事業については、知事部局の行う「県政推進重点プログラム50の点検・評価」により、点検・評価を実施する。

◇主な事業に関しては、個別に節目の年度に評価・検証委員会を立ち上げ、事業の内容、成果及び課題に関しての検証を行い、報告を行う。

²⁰ 県政推進重点プログラム50……本県において、「元気ひょうご」の実現に向けて重点的に取り組むべき分野、課題のそれぞれに対応した50の施策・事業を明示し、その具体的な方向をとりまとめたもの。

教育施策の重点目標 5

新しい時代を担う人材育成や高度な研究を充実し、地域とともに歩む高等教育を推進します

(1) 教育の充実・強化

①

教育体制・内容の充実

[今後の方向と目標]

県立大学において、豊かな人間性とともに、幅広い教養や専門知識・技能を含めた課題探求能力と語学力・情報処理能力等の国際的なコミュニケーション能力を備えた、地域に貢献し、国際的に活躍できる人材の育成を行う。

特に、以下の事項を、取組に関することをはじめとした具体的な目標とする。

- 管理栄養士養成課程（食環境栄養課程）の設置（平成21年度）
- 緑環境景観マネジメント研究科の設置（平成21年度）
- 先端計算科学研究科（仮称）の新設（平成23年度予定）

[施策の取組]

- 「グローバルコミュニケーション科目（英語・情報）」の充実や幅広い教養・豊かな人間性を養う多様な「教養科目」の開講など全学共通教育の充実を図る。
- 英語による専門教育の実施など国際化に対応できる人材育成プログラムを検討する。
- 大学教育の質を保証するため、授業方法についての研究会、新任教員のための研修会の開催や教育内容・方法の改善に組織的に取り組む全学的なFD²¹ (Faculty Development) を推進する。
- 高度専門職業人や時代のニーズに対応した人材の育成を推進する。
 - (1) 栄養指導や食育の推進など健康づくりを推進できる高度な人材を養成するため、環境人間学部に管理栄養士養成課程（食環境栄養課程）を設置する。
 - (2) 県立淡路景観園芸学校における教育実績を生かし、緑環境景観の創出や保全・活用を実践する高度専門職業人を育成するため、専門職大学院として「緑環境景観マネジメント研究科」を設置する。
 - (3) 神戸ポートアイランドでの次世代スーパーコンピュータの立地に伴い、シミュレーション科学の人材育成を行う先端計算科学研究科（仮称）を新設するとともに、多様な大学によるシミュレーション科学の共同研究を展開する国際的な大学連携拠点を形成する。
 - (4) 国際的に活躍できるビジネスリーダーや、中堅・中小企業での経営の実践能力を備えた人

²¹ FD……ファカルティ・ディベロブメント。教員が授業内容・方法を改善し、向上させるための組織的な取組の総称。具体的な例として、教員相互の授業参観の実施、授業方法についての研究会の開催、新任教員のための研修会の開催など。

5 新しい時代を担う人材育成や高度な研究を充実し、地域とともに歩む高等教育を推進します

材、医療分野における経営能力を備えた人材を育成することを目的に、中小企業診断士登録養成課程を併設した経営専門職大学院の開設をめざす。

- 自然・環境科学研究所（コウノトリの郷公園、西はりま天文台公園等）の教育機能を充実するため、大学院生の受入の拡大によるフィールドワークの拡充を図るとともに、大学院機能の付与について検討を進める。
- 地域と連携した教育活動を全県的な規模で展開し、地域社会への理解を深め、地域の活性化に貢献する全県キャンパス構想を推進する。
- 助産師の役割を活用した安全で安心な出産を普及するため、出産ケアの開発や助産師のリカレント教育²²・実習を通じての専門能力の向上を図る仕組みとしてベースセンター構想を推進する。

[これまでの主な取組]

◇全学共通教育

すべての学部生（1年次）を対象に幅広い視野を養うとともに、豊かな人間性の涵養と課題探求能力の向上、国際的なコミュニケーション能力の養成を目的とする教育（英語、情報関連科目、教養科目、他専攻科目）を神戸学園都市キャンパスと姫路書写キャンパスの2カ所で行う。

特徴的な科目：「ひょうご学概論」「生活の中の法律」「マテリアル科学への招待」等

◇遠隔授業

県内に点在する各キャンパスの学生に統一的な学習環境を提供するため、全学共通科目を中心に兵庫情報ハイウェイ²³を活用した遠隔授業を実施し、学習効果の向上に取り組む。

◇専門教育

専門分野における高度な知識や技術の習得に必要となる基礎知識（専門基礎科目・専門関連科目）や各学部における専門教育科目等を教授する教育カリキュラムを提供する。また西日本の国公立大学初となる公認会計士等の育成をめざした会計専門職大学院を平成19年度に開設した。

²² リカレント教育……社会人が職業上の新たな知識・技術を習得するために、また日常生活において教養や人間性を高めるために必要とする高度で専門的な教育を提供するもの。

²³ 兵庫情報ハイウェイ……本県域の行政、教育、研究、医療など多様なサービスの提供や地域の情報格差の是正をめざして整備した基幹的な情報通信基盤となる通信ネットワーク。

②

学生の受入と支援の充実

[今後の方針と目標]

大学全入時代の到来や受験生の価値観の多様化に対応した多様な入試方法を導入し、県立大学の教育理念を十分に理解し、目的意識と意欲を持った学生の幅広い受け入れを推進する。

また、学生が安心して充実した大学生活を過ごすことができるよう学習、生活両面でのニーズを把握し、効果的な授業の実現や生活環境の改善に取り組む。

特に、以下の事項を、取組に関するこことをはじめとした具体的な目標とする。

◎ 学生による授業評価アンケートの実施

[施策の取組]

- 一般選抜、AO（アドミッションオフィス）入試等入学者選抜制度の検証を行い、制度の充実・改善を図る。
- 就職情報の収集と学生への提供、学生の就職意識の啓発やキャリア形成への支援、関連する産業界への教育理念等の発信など、教職員が連携し、就職支援に積極的に取り組む。
- 学生に対して実施している授業評価アンケートの結果を活用し、授業内容や教育方法の組織的な改善につなげていく。
- 学生の授業や生活面のニーズに事務局と教員が密接に連携して対応し、学習へのアドバイスやカウンセリング等、充実した学生指導・支援を行う。
- 大学の国際化、教育研究活動の高度化に資するため、外国人留学生特別選抜入試を許可された者に係る入学料を県内入学者と同額に改定し、留学生の確保を促進する。